

東京電力ホールディングス株式会社との和解について

(原子力損害賠償紛争解決センターへの令和2年度申立て関係)

令和6年1月 環境政策課

1 経緯

(1) 損害賠償請求（平成24年8月）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により生じた損害（平成22年度及び平成23年度に知事部局及び教育局に生じたものに限る。）として、東京電力株式会社に対し約3億円の損害賠償請求を行った。

(2) 公開質問の実施（平成26年3月）

損害賠償に係る問題の早期解決を図るため、東京電力株式会社に対し、「原子力損害賠償に係る公開質問」を行った。

その結果、平成30年2月までの間に、東京電力ホールディングス株式会社（旧商号 東京電力株式会社、以下「東京電力」という。）から計約1億6,300万円の賠償金の支払いを受けた。

(3) 和解仲介の申立て（令和3年2月）

賠償金の支払いに至っていない約1億3,600万円の損害について、国の中立・公正な紛争解決機関である原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）に、和解仲介の申立てを行った。

(4) ADRセンターとの照会回答（令和3年7月～令和5年3月）

ADRセンターから申立て内容についての1回目の照会が行われ、令和3年10月及び12月に回答を行った。その後、2回目の照会及び和解案骨子の提示がなされ、それぞれ回答等を行った。

(5) ADRセンターからの和解案の提示（令和5年8月）

ADRセンターから和解案が提示された。

(6) 令和5年12月定例会（令和5年12月）

提示された和解案について検討した結果、受諾することが適当と判断し、令和5年12月定例会に和解に係る議案を提案した。

その後、令和5年12月22日に和解する旨の議決がなされた。

(7) 和解契約の締結（令和6年1月）

令和6年1月17日付けで県及び東京電力の和解契約が成立し、令和6年1月24日に和解金が支払われた。

2 和解の内容

- (1) 県と東京電力は、本件に関し、次の表に掲げる損害項目（同表に掲げる期間に生じたものに限る。）について和解することとし、それ以外のものについては本和解の効力が及ばないことを相互に確認し、相手方は、県に対し、和解金として金 58,746,941 円を支払う。

損害項目	損害が生じた期間	和解金の額
測定経費	平成 23 年 3 月 11 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで	2,000,000 円
機器購入費		3,000,000 円
除染経費		22,000,000 円
広報経費		346,941 円
旅費・交通費		1,700,000 円
人件費		22,700,000 円
その他損害		7,000,000 円
合計		58,746,941 円

- (2) 県と東京電力は、(1)の表に掲げる損害項目（同表に掲げる期間に生じたものに限る。）について次の事項を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、県が相手方に対して別途損害賠償を請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、県は相手方に対して別途請求しない。

- (3) 本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

3 申立額及び和解金の額について

損害項目	申立額	和解金の額
測定経費	2,627,237 円	2,000,000 円
機器購入費	5,660,091 円	3,000,000 円
除染経費	25,691,372 円	22,000,000 円
広報経費	346,941 円	346,941 円
旅費・交通費	3,618,824 円	1,700,000 円
人件費	87,999,652 円	22,700,000 円
その他損害	10,521,357 円	7,000,000 円
合計	136,465,474 円	58,746,941 円